



第1章 計画の策定にあたって

1 現代社会におけるスポーツの意義

わが国では、情報化やグローバル化の進展に伴って国際的な協力・交流が活発になる一方で、少子高齢化や市民の価値観・ライフスタイルの多様化によって、地域社会の空洞化や人間関係の希薄化が進んでいます。

平成23年3月に発生した東日本大震災は多くの人命を奪い、国民生活に未曾有の被害をもたらしました。現在も復旧・復興が課題となっていますが、復興には全国から多くのボランティアが参加し、各地では義援金活動が行われるなど「社会の絆」の重要性が改めて認識されました。

一方で、令和元年に確認された新型コロナウイルス感染症は世界中に拡大し、市民活動や経済活動に大きな影響をもたらしました。

このような社会環境の中では、次代を担う子どもたちが他者との協働や公正さと規律を学びながら育つこと、人々が生きがいを持ち、健康で長寿を享受できること、そして、人々が深い絆で結ばれた地域社会が健全であり続けることがますます重要になっています。

スポーツは、体力の向上やストレスの解消などの心身の健康増進につながるだけでなく、年齢や性別、障がいの有無、言葉や生活習慣の壁を越え、お互いを認め、尊重し合うことにもつながります。また、スポーツに懸命に打ち込む姿や大きな目標を達成した姿などは、観る者にも感動や興奮をもたらすスポーツへの関心を高めるだけでなく、アスリートを輩出した国や地域への愛着や誇りを育みます。

このように、心と身体の健全な発達を促し、人生をより充実したものとするとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に寄与するものとして、スポーツに大きな期待が寄せられています。

2 計画策定の趣旨

国においては、平成 22 年に「スポーツ立国戦略」が策定されました。平成 23 年には「スポーツ振興法」が 50 年ぶりに改正され、新たに「スポーツ基本法」として制定されました。

「スポーツ基本法」では、スポーツは世界共通の人類の文化であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることが示されています。さらに、平成 24 年には「スポーツ基本法」を実現するための「第 1 期スポーツ基本計画」が策定され、年齢や性別、障がいの有無を問わず、広く人々が関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備することを政策課題としています。その後、平成 29 年に策定された「第 2 期スポーツ基本計画」では、スポーツ参画人口を拡大し、他分野との連携・協力により「一億総スポーツ社会」の実現が目指されています。また、令和 3 年には東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されていることから、スポーツへの関心は今まで以上に高まっています。

岐阜県においては、平成 17 年に「ぎふスポーツ振興計画」が策定され、スポーツ王国・ぎふの実現が目指されてきました。平成 27 年には、新たに「清流の国ぎふスポーツ推進計画」が策定され、スポーツ立県・ぎふの実現を目指し、スポーツに関する幅広い取組が推進されてきました。また、令和 3 年 1 月にはぎふクリスタル国体 2021 が開催され、岐阜県は一層のスポーツ活動の推進に努めています。

本市では、平成 27 年に「中津川市スポーツ推進計画」（以下、本計画と言う。）を策定し、個人、団体等が自主的なスポーツ活動を推進するための支援や施設の充実を図るとともに、スポーツ活動を通じた地域コミュニティづくりを進めてきました。また、市民のそれぞれのライフステージにおけるスポーツ活動の推進、障がい者のスポーツ活動推進のための環境の充実、総合型地域スポーツクラブの支援など、一市民 1 スポーツによる健康づくりに努めてきました。

このたび、平成 27 年に策定した「中津川市スポーツ推進計画」が中間年を迎えることから、これまでのスポーツ推進の取組を評価・見直し、スポーツを通じて市民一人ひとりが健康で幸せに暮らせるまちをつくるために、国や県、その他関連計画との整合を図りながら本計画の見直しを行います。